

山梨県愛育連合会事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、山梨県愛育連合会の行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金は、山梨県愛育連合会の行う別表に掲げる母子保健事業を交付の対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に10,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表に定める基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に2分の1を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他参考資料

(交付の条件)

第5条 事業の内容を変更、もしくは中止し、又は廃止する場合は、変更承認申請書（第2号様式）により、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付は、概算払いすることができる。

2 概算払いを受けようとする時は、概算払請求書（第3様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 この補助金にかかる、実績報告は、事業を完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、または補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに事業実績報告書(第4号様式)に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 この補助金にかかる収入及び支出、その他の関係書類は、当該補助事業の属する県の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(附則)

1 この要綱は平成15年12月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

別表

基準額	事業内容	対象経費	補助率
620,000円	1 愛育大会の開催 2 愛育普及啓発事業 3 研修事業 4 その他	母子保健事業に必要な報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料、賃借料及び備品購入費 その他知事が特に必要と認める経費	1 / 2